



# 「ついでにちょっと乗っていきなよ」 支援サポート のてびき



「ありがとう」  
「どういたしまして」で包まれる心の  
ふれあうまちづくり  
を目指して



相模湖地区社会福祉協議会

## 「ついでにちょっと乗っていきなよ」支援サポートとは？

「ついでだからちょっと乗っていきなよ」、交通が不便な相模湖では自家用車による「助け合い」が以前から行われていました。

でも、このような「助け合い」にはいろいろな問題があります。しかし・・・

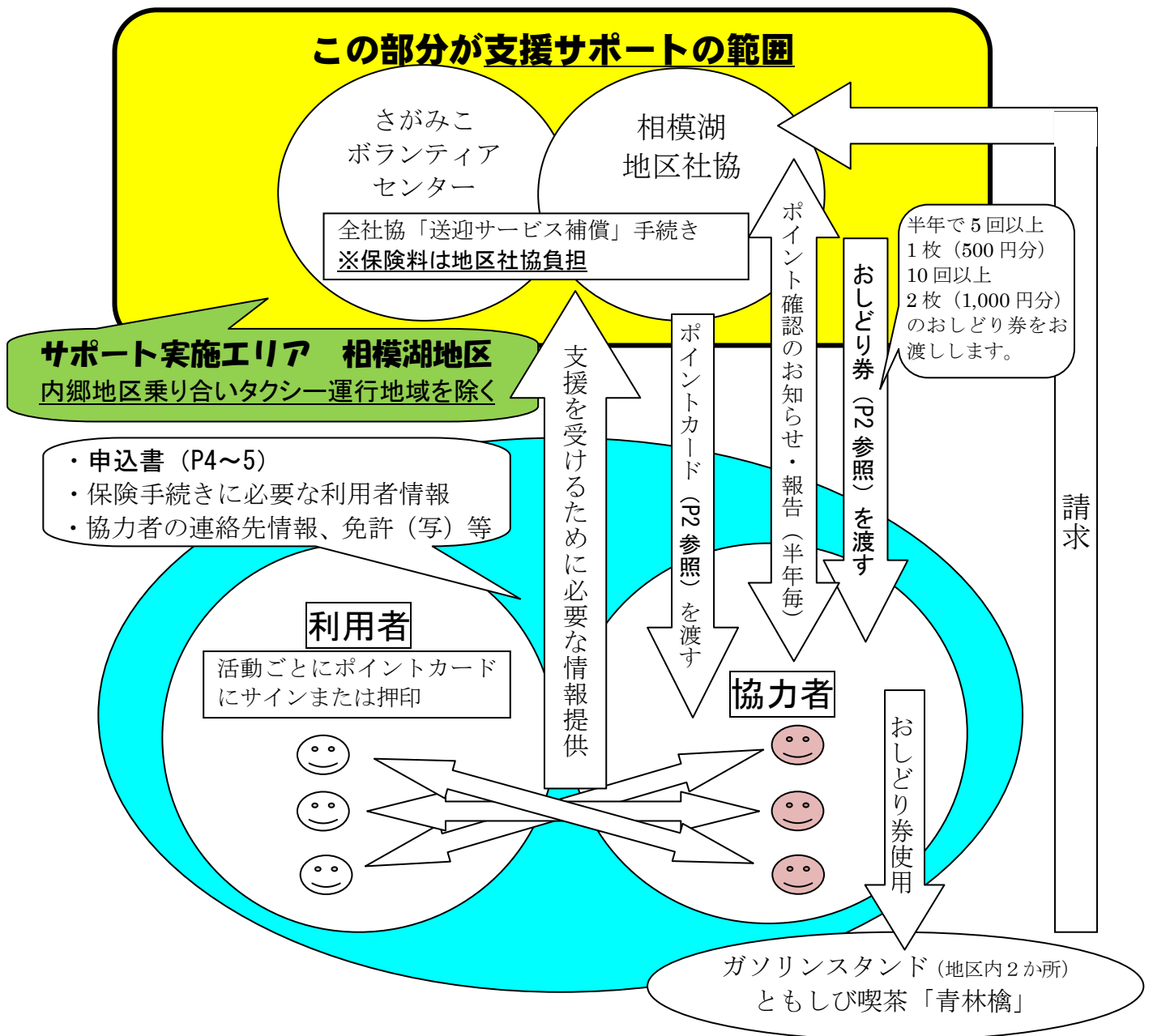
### 乗せていく人は

- ①あまり頻繁に助けてあげられない。→あまりたよりにされても負担を感じる。
- ②事故があった時の責任が心配
- ③お礼の申し出があっても、気兼ねしてしまう。

### 乗せてもらう人は

無料では頼みにくい。何も負担がないのは心苦しい。→頼むのを遠慮してしまう。

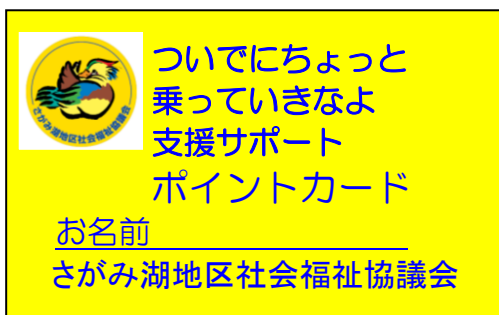
このような課題について地区社協では平成21年3月から検討を重ねてきました。その結果考え出された「仕組み」が「ついでにちょっと乗っていきなよ」支援サポートです。



## 乗せていく人（協力者）へのサポート

- ① 前提は「ついでにちょっと乗っていきなよ」です。協力者が買い物に行く「ついで」に乗せて行く。つまり乗せていく人の都合に合わせる事がルールです。
- ② 協力者の自動車事故に対応する保険料（全国社会福祉協議会 送迎保障）を地区社協が負担します。事故の場合、この保険と協力者の自動車保険の範囲内での賠償とすることを利用者にお約束いただきます。  
 （約束に法的効力はありませんがお互いの信頼のために交わすものです）
- ③ 利用者から直接お礼をいただくと道路運送法違反の恐れがあります。そこで、地区社協より「ついでに乗せて行った」回数に応じて地域のガソリンスタンド等で使える「おしどり券」をお渡しします。  
 「乗せた回数」は登録の際にお渡しするポイントカードで確認します。

## ポイントカード

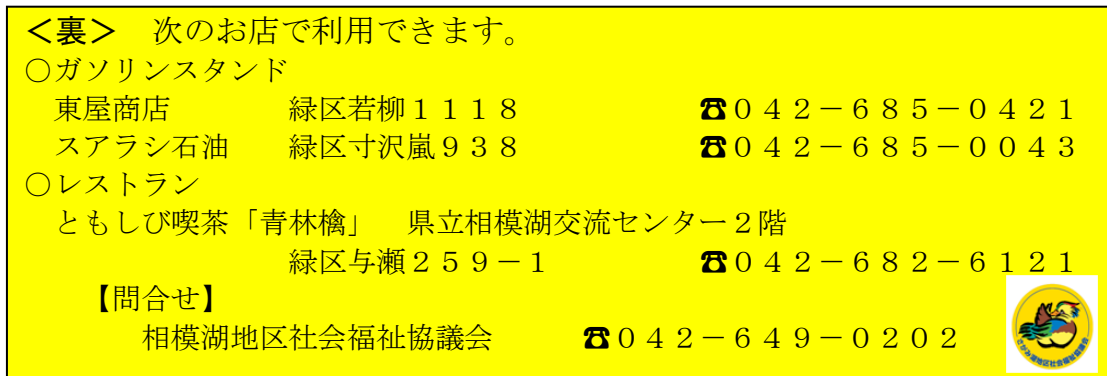
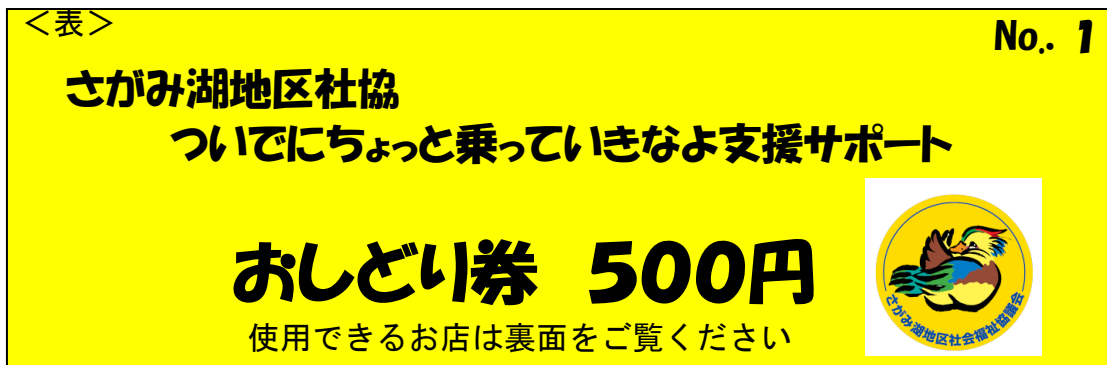


1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
平成 年 月 ~ 月				
引き換え □5回 □10回				

利用者よりサインか押印をいただく

## おしどり券

- 6か月間（4月1日～9月末日または10月1日～3月末日）に  
 5回以上10回未満 おしどり券1枚（500円分）  
 10回以上 おしどり券2枚（1,000円分）



## 協力する人の条件

地区内に住み、「ついで」の範囲で買い物等に自家用車で乗せていくことができる人で、次の条件を満たす人

- ・ 運転歴1年以上で、日常的に運転をしている人
  - ・ 対人・対物無制限の任意保険に加入している人  
→事故の際は協力者の自動車保険と送迎サービス補償による賠償となります
  - ・ 利用者に謝礼を求めない人
  - ・ 無理のない協力ができる人  
→末長く活動するために無理せず負担を感じたら断ることも大切です。
- 以上の条件を了承し、申込みを行なった人が協力者となります。

## 乗せてもらう人(利用者)へのサポート

- ① ガソリン代の一部補助を地区社協が行います。地区社協は地域の皆様が納めた会費で運営されていますので、謝礼に関する気持ちの負担を軽減します。また、事故対応の保険料（一部）を負担します。

## 利用する人の条件

地区内に住み、買い物や通院が困難な人で次の条件を満たす人。

- ・ 事故の際、協力者の自動車保険及び「送迎サービス補償」の範囲内での賠償であることに同意した人
  - ・ 節度ある利用ができる人  
→あくまで協力者の買い物等の「ついで」に乗せてもらうものです。行きたいところに行きたい時間に連れていくタクシーのような「仕組み」でないことをご理解いただく必要があります。
- 以上の条件を了承し、申込みを行なった人が利用者となります。

## その他注意事項

以下の場合にはサポート（保険料一部負担・おしどり券の配布）の対象となりません。

- ・ 利用者が「内郷地区乗り合いタクシー」の運行区域にお住まいの方。
- ・ 利用者と協力者が家族である場合。

**協力者用**

「ついでにちょっと乗ってきなよ」支援サービス 協力申込書

平成 年 月 日	
相模湖地区社会福祉協議会 殿	
申し込み者 住所 .....	
氏名 .....	
電話 .....	
e-mail .....	
同意事項を了承し、「ついでにちょっと乗っていきなよ」支援サポートへの協力を申し込みます。	
確認事項	<input type="checkbox"/> 日常的に運転している <input type="checkbox"/> 運転歴1年以上 <input type="checkbox"/> 任意保険対人対物無制限加入
添付資料	<input type="checkbox"/> 運転免許証（写）

<h3>同意事項</h3>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者からの金銭の謝礼を受け取りません。 ※道路運送法違反となる場合があります。</li><li>・ 活動中の事故に関しては、私の自動車保険と「送迎サービス補償」（保険）で対応します。</li><li>・ 運転免許の更新、保険の内容が変更した場合は必ず連絡します。</li></ul>	

## 利用者用

### 「ついでにちょっと乗ってきなよ」支援サービス 利用申込書

平成 年 月 日	
相模湖地区社会福祉協議会 殿	
申し込み者 住所 .....	
氏名 .....	
電話 .....	
同意事項を了承し、つぎのとおり「ついでにちょっと乗っていきなよ」支援サポートの利用を申し込みます。	
確認事項	緊急連絡先①
	名前 ..... 連絡先 .....
	住所 ..... 関係 .....
	緊急連絡先②
	名前 ..... 連絡先 .....
	住所 ..... 関係 .....
<h3>同意事項</h3>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 協力者に過度の負担をかけないよう節度ある依頼をします。</li><li>・ 協力者への金銭による謝礼を支払いません。 ※道路運送法違反となる場合があります。</li><li>・ 活動中の自動車事故の賠償は協力者の自動車保険及び「送迎サービス補償」（保険）の範囲内とします。</li><li>・ 「送迎サービス補償」（保険）の申込みに必要な情報を提供します。</li></ul>	

## 参考

### 移動に関わるその他のサービス

#### 《福祉有償移送サービス》

介護保険の要介護認定を受けている方や障害者手帳をお持ちの方で、かつ介助なしでは公共の交通機関をご利用できない方を対象に、医療機関への通院・官公庁への手続きの際にご利用いただけます。※買い物には利用できません。

利用料 50 円/km～、待機料 300 円/時間～となります。城山・津久井・相模湖・藤野地域在住の方が対象となり、利用申請と予約が必要です。

お問い合わせ 市社協相模湖地域事務所 042-649-0202

#### 《内郷地区乗り合いタクシー》

内郷地区で高齢者など移動に制約がある方の生活交通を確保するため、内郷地域の住民、相模原市、交通事業者との三者協働により運行する公共交通です。

運行方法は、停留所や時刻表、主な経路が定めてあり、利用者登録と予約が必要です。

運賃 大人 300 円（往復利用 400 円） 小学生、障害のある方 100 円

お問い合わせ 相模湖まちづくりセンター 042-684-3213

この事業には賛助  
会費が活かされてい  
ます！皆様のご協力  
に感謝いたします。

「ありがとう」  
「どういたしまして」  
で包まれる心のふれ  
あうまちづくりを目  
指して

相模湖地区社会福祉協議会

## お問合せは？

相模湖地区社会福祉協議会

☎ 0 4 2 - 6 4 9 - 0 2 0 2